ASBJ

第 588 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(4)-1

日付　2026 年 11 月 17 日

プロジェクト　**のれんの会計処理及び開示に関する検討**

項目　**本日の審議事項**

本資料の目的

1. 本資料では、本日の企業会計基準委員会において検討する事項の概要について説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 第 582 回企業会計基準委員会（2026 年 8 月 10 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのれんの会計処理及び関連する開示の検討を当委員会の新規テーマとすることが提言された。具体的には次のとおりである。

(1) のれんの償却期間及び償却方法に関する実務上の課題への対応について、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討する。実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進める。

(2) 償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討する。会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行う。

3. 第 583 回企業会計基準委員会（2026 年 9 月 3 日開催）において、企業会計基準諮問会議の提言を尊重し、提言の内容に沿ってのれんの償却に関する課題への対応について検討することを当委員会の新規テーマとした。その際、次のとおり進めることとしている。

(1) 前項(1)及び(2)について並行して審議を進める。

(2) 前項(1)及び(2)のそれぞれについて 2 段階で審議を進める。

① 前項(1)については、企業結合に関する会計基準第 32 項における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより実務上の課題への対応が図られるかどうかを検討する。

検討を行った結果、実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進める。

この場合の取組みについては、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 11 条の企業会計基準等の開発に限定されず、同規則第 12 条の補足文書の開発の可能性等も考慮することとする。

② 前項(2)については、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが企業会計基準等の改善をもたらすかどうかについて検討する。

企業会計基準等の改善をもたらすと判断される場合には、企業会計基準等の開発を行う。

4. 第 585 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 5 日開催）では、のれんの償却期間及び償却方法に関する実務上の課題への対応（前項(2)①）並びにのれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直し（前項(2)②）のそれぞれについて、2 段階の検討のうち最初の段階の審議を行った。具体的にはこれまでの議論の整理、現行の取扱いの確認及び検討の進め方の審議を行った。

本日の審議事項

5. 第 585 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 5 日開催）では、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて（本資料第 2 項(2)）について、次の 2 つの側面から検討を進めることとされていた。

(1) のれん償却前営業利益に関する情報提供により意思決定との関連性が高まることとなるかどうか、国際的な会計基準における情報の集約や分解及び小計の表示に係る考え方を参考としながら検討を行う。

(2) のれん償却前営業利益に関する情報提供により、IFRS 会計基準を採用する企業の損益計算書との企業間の比較可能性が高まるかどうかを検討する。

6. 本日は、前項(1)及び(2)の側面について、のれん償却前営業利益に関する情報提供によって意思決定との関連性が高まるかどうか、比較可能性が高まるかについて検討を行う。その上で、財務諸表における情報提供のアプローチについての検討を行う。（審議事項(4)-2）。

なお、第 586 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 20 日開催）で聞かれた意見は審議事項(4)-3 で示している。

以　上